

## 定例教育委員会議案等の概要

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
報告 1	<p>1 件 名 令和6年度採用茨城県公立学校教員選考試験の追加合格等について</p> <p>2 提案理由等 12月7日に公表した、令和6年度採用茨城県公立学校教員選考試験の追加合格について及び12月17日に実施した、令和7年度採用茨城県公立学校教員選考【大学3年生を対象とした前倒し選考】について説明するもの。</p> <p>3 内 容 (1) 令和6年度採用茨城県公立学校教員選考試験の追加合格について (2) 令和7年度採用茨城県公立学校教員選考試験【大学3年生を対象とした前倒し選考】の実施状況について</p> <p>4 説 明 課 学校教育部教育改革課</p>	資料 番号 ①

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
報告2	<p>1 件 名 「ラーケーション」の実施について</p> <p>2 提案理由等 これからの社会では、自己の在り方生き方を考えながら、課題を発見し解決していくことのできる力が求められる。そのような力を身に付けるためには、地域に出かけたり、多くの人と出会ったりする体験活動を通して学んでいくことが有効となる。児童生徒がそのような時間を取ることができるよう、「ラーケーション」を導入しようとするもの。</p> <p>3 内 容 協力市町村の小中学校等、県立学校（特別支援学校を除く）で、児童生徒が保護者等と話し合い、平日に校外（家庭や地域）における体験活動を企画し保護者等と活動したり、自己の在り方生き方を考えるために保護者と話をしたりできる機会を確保する目的で、年5日以内に限り、保護者等の申請によって、児童生徒が登校しなくても欠席とならない日を設定する。</p> <p>4 説 明 課 学校教育部義務教育課・高校教育課</p>	資料 番号 ②

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考																							
専決第8号	<p>1 件 名 茨城県指定有形文化財、茨城県指定無形民俗文化財の指定の専決について</p> <p>2 提案理由等 茨城県文化財保護審議会の答申を受けたが、特に緊急を要するため教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年教育委員会訓令第5号）第3条第1項の規定に基づき、専決をもって行った県文化財の指定について、同条第2項の規定に基づき報告するもの。</p> <p>3 内 容 指定した物件は以下のとおり</p> <p>《茨城県指定有形文化財》</p> <table border="1" data-bbox="323 1021 1366 1312"> <thead> <tr> <th>記号番号</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>所在地</th> <th>所有者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>絵第83号</td> <td>絹本著色阿弥陀如来来迎図</td> <td>1幅</td> <td>笠間市笠間 350番地</td> <td>月崇寺</td> </tr> <tr> <td>古第10号</td> <td>税所文書（山戸本）</td> <td>86点</td> <td>水戸市緑町 2丁目1番15号 (茨城県立歴史館寄託)</td> <td>山戸茂則</td> </tr> </tbody> </table> <p>《茨城県指定無形民俗文化財》</p> <table border="1" data-bbox="323 1408 1366 1550"> <thead> <tr> <th>記号番号</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>保護団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無民第37号</td> <td>中田永代太々神楽</td> <td>古河市中田1337番地6</td> <td>古河神楽保存会</td> </tr> </tbody> </table> <p>指定日：令和5年12月28日</p> <p>4 説 明 課 総務企画部文化課</p>	記号番号	名称	数量	所在地	所有者	絵第83号	絹本著色阿弥陀如来来迎図	1幅	笠間市笠間 350番地	月崇寺	古第10号	税所文書（山戸本）	86点	水戸市緑町 2丁目1番15号 (茨城県立歴史館寄託)	山戸茂則	記号番号	名 称	所 在 地	保護団体	無民第37号	中田永代太々神楽	古河市中田1337番地6	古河神楽保存会	資料 番号 ③
記号番号	名称	数量	所在地	所有者																					
絵第83号	絹本著色阿弥陀如来来迎図	1幅	笠間市笠間 350番地	月崇寺																					
古第10号	税所文書（山戸本）	86点	水戸市緑町 2丁目1番15号 (茨城県立歴史館寄託)	山戸茂則																					
記号番号	名 称	所 在 地	保護団体																						
無民第37号	中田永代太々神楽	古河市中田1337番地6	古河神楽保存会																						

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
専決第9号	<p>1 件 名 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案等に対する同意の専決について</p> <p>2 提案理由等 令和5年第4回茨城県議会定例会に提出するため、上記条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、知事から意見を求められたが、特に緊急を要するため教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年教育委員会訓令第5号）第3条第1項の規定に基づき、専決をもってこれに同意したため、同条第2項の規定に基づき報告するもの。</p> <p>3 内 容 (1) 改正の趣旨 人事委員会の勧告等を踏まえ、職員の給料月額の改定、期期末・勤勉手当の支給月数の引上げ等、所要の改正をするもの。 (2) 改正の概要 ア 給料表の引上げ（若年層が在職する号給に重点を置き、全級全号給の給料月額引上げ（平均+0.90%）） イ 期末・勤勉手当の改定 （一般職+0.10月分、再任用職員+0.05月分） ウ 期末手当の改定（特別職+0.10月分） エ 会計年度任用職員に勤勉手当を支給 (3) 施行日 公布の日（一部令和6年4月1日）</p> <p>4 説 明 課 総務企画部総務課</p>	資料 番号 ④

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
専決第10号	<p>1 件 名 茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則の制定の専決について</p> <p>2 提案理由等 上記規則の制定について、特に緊急を要するため、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年教育委員会訓令第5号）第2条第1項の規定に基づき、令和5年12月12日付けで専決したので、同条第2項の規定に基づき報告するもの。</p> <p>3 内 容 私立学校のいじめ対応に関する業務について、義務教育課及び高校教育課の分掌事務に追加（別表第1関係）</p> <p>4 説 明 課 総務企画部総務課</p>	資料 番号 ⑥

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考						
第29号議案	<p>1 件 名 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>2 提案理由等 一般職の給与改定に準じて、茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（昭和38年教育委員会規則第3号）について、所要の改正をしようとするもの。</p> <p>3 内 容 (1) 改正の趣旨 一般職の給料表の改正及び国の技能労務職員の俸給表の改正を踏まえて給料表を改正</p> <p>(2) 改正の概要 一般職の改正に準じて現業職給料表（一）及び現業職給料表（二）を引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="427 1234 1262 1435"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 1234 732 1285">給料表</th> <th data-bbox="732 1234 1262 1285">対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 1285 732 1359">現業職給料表（一）</td> <td data-bbox="732 1285 1262 1359">学校用務員など船舶員以外の職に適用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1359 732 1435">現業職給料表（二）</td> <td data-bbox="732 1359 1262 1435">海洋高等学校の船舶員に適用</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行日 公布の日（令和5年4月1日に遡って適用）</p> <p>4 説 明 課 総務企画部総務課</p>	給料表	対象職員	現業職給料表（一）	学校用務員など船舶員以外の職に適用	現業職給料表（二）	海洋高等学校の船舶員に適用	資料 番号 ⑤
給料表	対象職員							
現業職給料表（一）	学校用務員など船舶員以外の職に適用							
現業職給料表（二）	海洋高等学校の船舶員に適用							

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第30号議案	<p>1 件 名 茨城県教育庁組織規則等の一部を改正する規則について</p> <p>2 提案理由等 私学振興に関する事務を教育庁職員が補助執行するにあたり、専属部署として新たに私学振興室を設置するため、関係規則について所要の改正をしようとするもの。</p> <p>3 内 容 (1) 茨城県教育庁組織規則（昭和46年教育委員会規則第3号） ・教育庁本庁の内部組織に「私学振興室」を追加（第5条関係） ・私学振興室に配置する職員の職を規定（第12条関係）  (2) 茨城県教育委員会公印規則（昭和36年教育委員会規則第4号） ・私学振興室長印の規定（別表第1、別表第2関係）  (3) 茨城県教育委員会褒章等に関する規則（昭和38年教育委員会規則第13号） ・被表彰候補者として、私学振興室及びその職員を追加（第4条関係）</p> <p>4 説 明 課 総務企画部総務課</p>	資料 番号 ⑦

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第31号議案	<p>1 件 名 茨城県教育庁等事務専決規程等の一部を改正する訓令について</p> <p>2 提案理由等 私学振興室の事務執行に係る関係規定について、所用の改正をしようとするもの。</p> <p>3 内 容 (1) 改正する訓令 ア 茨城県教育庁等事務専決規程 イ 茨城県教育庁事務代決規程 ウ 茨城県教育庁等職員服務規程 エ 茨城県教育庁文書管理規程 オ 茨城県教育委員会事務専決規程 カ 茨城県教育庁文書等整理保存規程</p> <p>(2) 改正内容 私学振興室長の専決事項や代決者、文書管理・整理保存等に関する諸規定の整理を行うもの。</p> <p>4 説 明 課 総務企画部総務課</p>	資料 番号 ⑧

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第32号議案	<p>1 件 名 茨城県教育委員会公告式規則の一部改正について</p> <p>2 提案理由等 茨城県公告式条例の一部改正により、規則又は知事の定める規程で公表を要するものの公布又は公表に係る押印が廃止されることを踏まえ、茨城県教育委員会公告式規則（昭和36年教育委員会規則第10号）を一部改正しようとするもの。</p> <p>3 内 容 (1) 教育委員会規則の公布及び教育委員会又は教育長の定める規程の公表に係る教育長の押印を廃止する。 (2) その他所要の改正</p> <p>4 施 行 日 公布の日から施行する。</p> <p>5 説 明 課 総務企画部総務課</p>	資料 番号 ⑨

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考				
第33号議案	<p>1 件 名 茨城県義務教育諸学校の教科用図書採択地区の設定の一部改正について</p> <p>2 提案理由等 常陸大宮市教育委員会の教科用図書の単独採択に伴い、義務教育諸学校の教科用図書採択地区の設定（平成19年教育委員会告示第4号）について所要の改正をしようとするもの。</p> <p>3 内 容 義務教育諸学校の教科用図書採択地区の設定の表第2採択地区の項中「常陸大宮市」を削り、同表に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="512 904 1177 1003"> <thead> <tr> <th>地区の名称</th> <th>地区に属する市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第12採択地区</td> <td>常陸大宮市</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 施 行 日 公布の日</p> <p>5 説 明 課 学校教育部義務教育課</p>	地区の名称	地区に属する市町村	第12採択地区	常陸大宮市	資料 番号 ⑩
地区の名称	地区に属する市町村					
第12採択地区	常陸大宮市					